

平成23年6月15日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、平成24年4月1日から施行されます。
現在、NPO法人の数は、山形県内で約360法人、全国では約4万3千法人となっており、多数のNPO法人が公益活動に取り組んでいます。

今回のNPO法改正のポイントは、①認証制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し、②新認定制度の創設及び仮認定制度の導入、③認証・認定制度の所轄庁の一元化の3つとなっており、NPO法改正にあわせて、NPO関連寄付税制も改正されました。
NPO法改正の詳細については、内閣府NPOホームページ (<https://www.npo-nomepage.go.jp/>) をご覧ください。

改正NPO法のポイント

① 「認証制度の使いやすさ」「信頼性向上」のための見直し

1 活動分野の追加

これまでの17の活動分野に、新たに次の3分野が加わり、20分野へ拡大されます。

- ・「観光の振興を図る活動」
- ・「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」
- ・「法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」



2 手続きの簡素化・柔軟化

- ・社員総会の決議の省略（理事又は社員が社員総会の議案を提案した場合、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす規定が追加）
- ・理事の代表権の制限に関する登記（理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できないとする規定を削除）
- ・所轄庁への届出のみで定款変更が可能となる事項の追加（役員の定数、会計に関する事項、事業年度、解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。））
- ・解散公告の簡素化（解散時における債権者への債権の申し出の催告に係る公告の回数が、「3回」から「1回」へ）

3 未登記法人の認証取消し

設立認証を受けた日から6ヶ月を経過しても登記しない場合は、所轄庁は設立の認証を取り消すことができるようになります。

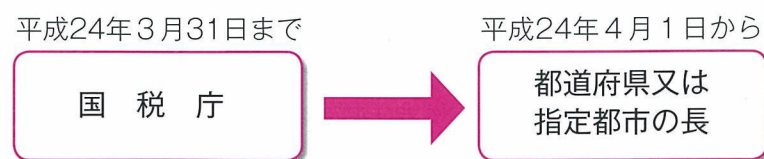
4 会計の明確化

「収支計算書」の名称が「活動計算書」（活動にかかる事業の実績を表示するもの）に変更されます。また、活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、附属明細書的な位置づけに変更されます。

② 新認定制度の創設及び仮認定制度の導入

1 新認定制度の創設

(1) 認定NPO法人の所轄庁の変更（平成24年4月1から）



(2) 認定基準の緩和

NPO法人が、広く市民からの支援を受けているかどうかを判定するための基準（パブリック・サポート・テスト（PST））に次の二つ（b, c）が追加されます。

- パブリック・サポート・テスト（PST基準） ※a~cのいずれかを満たすこと
 - a 経常収入金額に対する寄付金額の割合が5分の1以上
 - b 3,000円以上の寄付を平均100人以上から受けること
 - c 法人の所在する地方公共団体から、条例で個別指定を受けていること



2 仮認定制度の導入

設立後5年以内の法人は、1回に限り、スタートアップ支援として、PST基準を免除した仮認定（有効期間3年間）により認定NPO法人とほぼ同じ寄付税制の優遇が受けられる仮認定制度が導入されます。

なお、経過措置として、NPO法改正後は、設立後5年超の法人も仮認定の制度を利用できます（全ての法人にチャンスがあります）。

③ 認証・認定制度の所轄庁の一元化

平成24年度4月1日から、NPO法人関連の所轄庁は次のとおりに変更となります。

| NPO法人の所轄庁 | |
|--|---|
| 現 行 | 平成24年4月1日から |
| ・都道府県知事（単独の都道府県内に事務所を置く場合） ・内閣総理大臣（複数の都道府県内に事務所を置く場合） | ・都道府県知事（主たる事務所の所在地） ・政令指定都市市長（政令指定都市のみに事務所を置く場合） |
| 認定NPO法人の所轄庁 | |
| 現 行 | 平成24年4月1日から |
| 国 税 庁 | ・都道府県知事（主たる事務所の所在地） ・政令指定都市市長（政令指定都市のみに事務所を置く場合） |

新寄付税制のポイント

① 所得税の税額控除制度の導入

平成23年6月30日から、個人が認定NPO法人に寄付した場合、従来の所得控除制度の他に、税額控除制度（控除率40%）を選択することができるようになりました。

税額控除制度の導入により、寄付者によっては税額控除のほうが所得控除より減税される場合があります。

| 所得金額 (所得税率) | 寄付金額 | 寄付金控除額 | |
|----------------|------|--------|--------|
| | | 所得控除制度 | 税額控除制度 |
| 150万円 (5%) | 1万円 | 400円 | 3,200円 |
| 600万円 (20%) | | 1,600円 | 3,200円 |
| 2,000万円 (40%) | | 3,200円 | 3,200円 |



② 個人住民税に係る寄付金税制の拡充

1 都道府県・市区町村の条例で指定されたNPO法人への寄付

認定NPO法人以外のNPO法人への寄付金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別にNPO法人を指定することにより、個人住民税の寄付金控除の対象とすることができるようになりました。

2 寄付金税額控除の適用下限額の引下げ

寄付文化の裾野を広げるため、寄付金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となりました。

※ 新寄付税制の詳細については、お近くの税務署、県・市町村税担当課にお問い合わせください。